

平成 27 年 8 月 6 日, 7 日

宮城福祉オンブズネット「エール」

小 湊 純 一。(副理事長・スーパーバイザー)

I 権利擁護の基本的視点とは

1 権利

(1) 基本的人権 (平等権, 自由権, 社会権。)

人間らしい生活 (あたりまえの生活) を送る 権利

2 権利の 2 つの側面

(1) 消極的な側面 → 基本的人権の尊重

① 生命…「命を奪われない権利」

② 身体…「身体を傷つけられない権利」

③ 自由…「自由を束縛されない権利」

④ 名誉…「自分の名誉を傷つけられない権利」

(プライバシー, 生活の平穏などを含む)

⑤ 財産…「自分の財産を奪われない権利」

(2) 積極的な側面 → 「自分に対して周りが与えてくれる」「獲得する」

「侵害されない」というレベルを超えて, 何かを得ていこうという側面

① 自分に必要なメニューが整っていて, 必要な量だけ受けられる

② 自分の意思で選択し決定できる

③ その人に最もふさわしいサービスが提供されつづける

3 権利擁護の必要性

(1) 権利侵害の背景

① 障がい等により自分の権利を自分で守れない。

② 世話をする側とされる側の上下関係がある。

③ 生活支援の場が密室になる。

④ 障がいと障がいの人の理解が不足している場合がある。

⑤ 権利擁護・人権感覚の理解が不足している場合がある。

⑥ 自分で情報を集めて選び判断することが難しい。

⑦ 人には「相性」がある。

⑧ 後見のシステムがまだ一般化していない。

(2) 提供側の義務

- ① 成年後見
 - ア 残存能力の活用
 - イ 自己決定の尊重
 - ウ ノーマライゼーション（生活の継続性）
- ② 介護保険

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第二条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

④障害者基本法

(目的)

第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

4 権利擁護の視点

（1）自立支援

～ 自立を支援するということ ～

※支援の対象者を「本人」とします。

1 自己決定の尊重

選択可能な、個人を尊重した個別的対応や方法を事前に提案してお知らせし、本人の自らの決定を尊重して対応します。決めるのは支援者でなく本人です。

自己決定と自己責任は違います。

自分で決める能力を評価し、判断が難しければ後見人（家族等）等が変わりに決定する場合もあります。

2 能力の発揮

本人の自己解決能力に着目して、個々のニーズの客観的な把握・分析を行い、自立を支援及び自立を促進する目的で関わります。

できるところも代行してしまうと、その時は喜ばれるかもしれませんが、能力の発揮を妨げ、依存性を高めてしまう場合があります。

3 生活の継続性（継続性の尊重）

本人の心身の機能や生活環境に障害があったとしても、その人の生活を維持・継続していけるよう、相手の生活の継続性を尊重して関わります。

広く、保健・医療・福祉・介護・法律等、生活全般にわたる連携により支援します。

（2）対象者の『最善の利益』

Ⅱ 権利擁護の仕組みについて

1 相談支援センター

- (1) 地域包括支援センター
- (2) 障害者相談支援センター

2 虐待防止法等

- (1) 児童虐待の防止等に関する法律 H12
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 H13
- (3) 高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 H18
- (4) 障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律 H24
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 H28

3 成年後見

(1) 成年後見制度

成年後見制度は精神上的の障害（知的障害，精神障害，認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように 家庭裁判所に申立てをして，その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

成年後見人の活動は，不動産や預貯金等の財産の管理や各種契約の手続などを本人に代わって行うことと，身上監護です。

(2) その他

- ① 後見支援センター
- ② 成年後見利用支援事業

4 日常生活自立支援事業

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造，住居の貸借，日常生活上の消費契約や住民票の届出ほか行政手続に

関する援助など

- ④ 日常的なお金の管理（預金の払い戻し・解約・預け入れなど）

5 福祉の措置

老人福祉法において、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）について、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であるときは、市町村が措置を採る仕組み。

これは、やむを得ない事由により、事業者との「契約」による介護サービスの利用やその前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい者に対し、職権を持って介護サービスの提供に結びつけるものです。

「やむを得ない事由」の解釈

- (1) 本人が家族等の虐待または無視を受けている場合
- (2) 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合